

平成23年第8回教育委員会臨時会記録

平成23年12月27日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成23年12月27日(火) 午前11時00分～午前11時07分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 碓之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教担当 渡辺 均
教育局参事 田中 哲 教企 佐藤 浩
教育局主事 白石 高士 学推 齊藤 俊朗
学務課長 日暮 修通 済七所 美シ 教夕 育一長 玉山 雅夫
済七所 田中 稔 中央図書館長 本橋 正敏
特命事項担当 寺井 茂樹
(子供園担当副参事)

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 担当書記 島崎 和也

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第89号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第90号 東日本大震災に対処するための杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等の特例に関する規則の一部を改正する規則

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第89号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 3

議案第90号 東日本大震災に対処するための杉並区学校教育職員の勤
務時間、休日、休暇等の特例に関する規則の一部を改正
する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

委員長 ただいまから、平成23年第8回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は對馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり議案が2件となっております。

それでは、早速、議案の審議を行います。

日程第1、議案第89号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第90号「東日本大震災に対処するための杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等の特例に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議します。

教育人事企画課長から説明をお願いいたします。

教育人事企画課長 それでは、議案第89号及び第90号につきまして、ご説明申し上げます。

初めに議案第89号でございますが、議案の最後に添付いたしました資料をご覧ください。

1ページは新旧対照表、2ページが読替表となっております。

東日本大震災による被害が甚大であり、官民を問わず、自発的意思に基づくボランティア活動が広く行われる可能性が高いことから、東日本大震災の被災者のためのボランティア活動への職員の参加を容易にするため、幼稚園教育職員につきまして、本年5月1日から本年12月31日までの間に限り、ボランティア休暇の特例として日数の拡大等を定めております。

この度、国が同様の特例を平成24年12月31日まで延長したことを踏まえまして、杉並区におきましても検討した結果、1年間延長することといたしました。このことを受けまして、幼稚園教育職員につきましても平成24年12月31日までこの特例を延長するものでございます。

続きまして、議案第90号でございますが、議案の最後に添付いたしました資料をご覧ください。先ほどと同様に、1ページが新旧対照表、2ページは読替表となっております。

学校教育職員につきましては、都費教員に準じまして、本年6月1日から本年12月31日までの間に限り、ボランティア休暇の特例として日数の拡大等を定めております。

東京都におきましても、被災地等では依然としてボランティア活動に対する需要が多いことから、国と同様に、この特例措置の適用期間を延長することとしております。そのため学校教育職員につきましても、都費教員に準じて延長するものでございます。

なお、特例の内容は、幼稚園教育職員、学校教育職員ともに、東日本大震災の被災地又はその周辺の地域、若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域において、被災者を支援する活動をボランティア休暇の対象とし、災害救助法が適用された市町村の区域内において、被災者を支援する活動を行う場合にあっては、休暇の上限日数を7日に拡大するというものでございます。

最後に施行期日でございますが、両議案とも公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問・ご意見ございましょうか。

田中委員 今年の末までに、被災地の方にどの位の方々がボランティア活動に行かれたのでしょうか。

教育人事企画課長 こちらの方で正式にアンケート調査をした結果ですと、延べで12人、30日になります。10校、12名、30日ということになっております。

ただ、これは今回のアンケート調査でこういった結果が出ているんですが、直後に区費教員を派遣したりですとか、あるいは学校が中心となって、色々な物資を集めて届けるですとか、あるいは土日に自主的に被災地の方に出かけて活動している教員も、教員の管理職も少なからずいるというふうに聞いておりますので、今、お示しした数字の限りではないということでご理解いただければと思います。

田中委員 ありがとうございます。

委員長 それは、東北3県にまたがっているんですか。

教育人事企画課長 そうですね、はい。実際に今年、こちらの職員が行った所は、宮城県岩沼市、岩手県陸前高田市、福島県いわき市がメインになっています。

委員長 それでは、他にご質問・ご意見ございませんでしょうか。

對馬委員 1年延びるといって、新しく5日ないし7日ないしをあげるというわけではないわけですね。日数は今までのと同じで、期間が延長するということですね。

教育人事企画課長 そうです、はい。

對馬委員 わかりました。

教育人事企画課長 こちらの災害救助法が適用された市町村の区域内において、被災者を支援する活動を行う場合に当たっては、上限日数を7日に拡大するということです。

委員長 他には何かございますか。

教育人事企画課長 失礼いたしました。年単位で更新するということです。ですから、来年はまた来年で7日間が確保できると。

對馬委員 では、今年5日ないし7日活動して、また来年5日とか活動できると。

教育人事企画課長 はい。そうです。

對馬委員 わかりました。

教育人事企画課長 失礼いたしました。

委員長 それでは、よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 では異議がありませんので、議案の第89号及び第90号につきましては、原案のとおり可決いたしました。どうもありがとうございました。

以上で予定されておりました日程はすべて終了いたしました。

何か次の日程についてございますか。

事務局次長 定例会の際にお伝えをいたしましたが、次回の教育委員会定例会は、明けて1月11日水曜日、午後2時からとなりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

委員長 それでは、これで本日の臨時会を閉じます。

どうもありがとうございました。